

介護保険における1号被保険者の保険料の在り方について

2007.11.1 介護保険料検討会

台 豊 (青山学院大学)

I 「激変緩和措置」の延長について

いわゆる「激変緩和措置」の延長については、当面の対応として不可欠のものとする。

II 今後の在り方について

1. 基本的な視点

介護保険における1号被保険者の保険料（以下「1号保険料」という）の在り方については、以下の視点を基本として検討すべきものとする。

- (1)公平であること
- (2)簡素、負担者にとってわかりやすいものであること
- (3)類似ないし隣接制度とのハーモナイズを志向すること
- (4)実務に適すること

2. 1号保険料の構成

1号保険料は、以下の理由から、

ア <所得割 + 均等割（被保険者割）> の2要素によって構成し、

イ 所得割において、「旧ただし書方式」を採用すること

が望ましいものとする。

(1)均等割について

国保料にいうような「応益負担」としてではなく、介護保険制度という相互扶助システムへの参加の証として、被保険者全員が共同かつ最低限の負担を行うことが望ましい。

(2)所得割について

均等割による共通負担を行った上で、さらに必要な費用を賄うに当たっては、応能的な負担が望ましい。なお、低・中堅所得層の負担軽減の観点から、所得割賦課の上限は可能

¹ 介護保険制度において、被保険者は現実に発生した受益に（原則として）比例する利用者負担が課されることから、保険料拠出の段階で応益負担を課すべき理由は乏しいものとする。同様のことは国保料（税）にも当てはまる。第3回議事録参照。

な限り高く設定すべきであろう²。

(3)「旧ただし書方式」について

外形標準的な賦課には、今回の議論の契機たる税制改正や景気変動に対して鈍感であり、負担者にとって予測可能性が高まるとともに、保険者にとっても収入（および実務）が安定するといった利点がある。

(4)その他

高齢者医療制度および国保制度の動向に沿うものであるとともに、算定方式が比較的簡素であり、実務に乗りやすいと考えられる。

3. 調整交付金の在り方について

上記2により、各保険者内における1号被保険者相互の水平的・垂直的公平は、ある程度確保されるものと考えるが、もう一点懸念されるのは、地域間の所得格差である。所得水準の低い地域においては、低所得世帯の均等割の負担の過重、またはこれを緩和した結果としての、所得割の負担の過重が懸念される。

保険者間の所得水準の格差については調整交付金の傾斜配分により対応が図られているところではあるが、5%という枠内で調整しきれているかは検証の余地がある³。25%という全体の枠を維持しつつ、所得水準に対応する調整枠を拡大すれば、所得水準の低い地方の保険料負担をさらに軽減することができ、負担に対する被保険者の理解を得やすくなるのではないかと。また、広域自治体たる都道府県の負担についても調整交付金を設け、所得水準の格差の是正（ひいては、低所得者の保険料負担の軽減）を強化することを検討してはどうか。

4. ストックへの賦課

ストックへの賦課については、1号保険料の問題としてではなく、より広く社会保障財源全体の在り方の問題として、本検討会より提言を発してはどうか。

(1)個々の保険者内での1号被保険者間の公平を図る（測る）手法として、ストックの評価

² また、古くから諸制度において行われている「上限設定」という方法に固執する必要はなく、たとえば一定額以上は料率を逡減させつつも所得比例を維持するといった対応も考えられよう。

³ 調整交付金による所得補正が効果を発揮していない可能性を指摘するものとして、上村淳三「介護保険料の実証分析：保険料算定方式は有効か」八代尚宏・日本経済研究センター編『社会保障改革の経済学』（東洋経済新報社、2003）

を含めることには、いくつかの難点が伴う。すなわち、現実には固定資産（税）を尺度とせざるを得ないものとするが、この場合には、

- ① 固定資産のみでは、十分な公平を図り得ない可能性がある。
- ② 遠隔地に固定資産を有する場合等において、実務に支障が生じる可能性がある。
- ③ 固定資産に関する課税政策の変更や、大規模な評価替え等が行われた場合には、今回と同様の混乱が生じる可能性がある（この点については、沼尾委員のご見解をお伺いしなければならない）。

(2)ストックへの着目は、1号被保険者という同一世代内における公平の問題としてよりも、ア 世代間で大規模な所得移転が行われている現今においては、世代間の公平の回復（後代負担の軽減）の問題として、

イ さらには、いわゆる格差問題が論じられている中で、「相続（および生前贈与）に由来する資産格差」という、最も合理性に乏しい格差の発生の抑止の問題として、

論じる必要性が高いものとする。

具体的には、老齢年金の給付による（結果的な）遺産形成、および高齢者医療給付や介護給付による遺産の維持（結果的に目減りを防いだこと）に対応するものとして、相続税収および贈与税収の一定額を、世代間給付の財源として用いることを提案してはどうか。

5. 付記

上記したところは、現段階における「所感」であり、さらにデータや実務の状況等に当たる必要がある。たとえば、2に関して「旧ただし書方式」の導入を論じるに当たっては、これにより均等割のみを課される被保険者の割合はどの程度になるのか、といったデータまたは見込み値が必要となる。